

イエスのことば 第 67 回 不正の富

わたしはあなたがたに言います。不正の富で、自分のために友をつくりなさい。そうすれば、富がなくなったとき、彼らがあなたがたを永遠の住まいに迎えてくれます。

(ルカ 16 : 9)

□文脈の確認

1. イエスの公生涯 3 年半。起承転結の四部構成に分け、時間順でイエスのことばを学ぶ
 - (1) 起：紀元 26 年秋の受洗から、翌 27 年春のメシア宣言を経て、宣教開始まで
 - (2) 承：メシアとしての権威を現わすも指導者層の拒否を受ける
 - (3) **転**：紀元 29 年春から約 1 年、弟子訓練の時期
 - (4) 結：紀元 30 年 4 月、エルサレム入城・十字架・復活、復活から 40 日後に昇天
2. **転**の部
 - (1) 紀元 29 年春から秋までの半年、異邦人地域へ 4 回の旅行。目的は休息と弟子訓練
 - (2) 秋 10 月の仮庵の祭りから、冬 12 月の宮清めの祭りまでの約 3 か月
 - (3) **翌年 4 月 1 日までの約 3 か月** ……記事は、全部で 15
3. **前回**は、15 のうちの 4 番目の記事、**【「罪人たち」に向き合う神の態度】** (ルカ 15 章)

取税人たちや罪人たち (=遊女たち) が、話を聞こうとしてイエスの近くにやって来た。パリサイ人たちや律法学者たちは、「イエスは罪人たちを受け入れて、一緒に食事をしている」と文句を言った。そこでイエスは、パリサイ人たちや律法学者たちに 3 つのたとえ話を語った。その教えのポイントは次のとおり。

神は罪人たちを切り捨てはしない。神は、迷い出た者を見つけるまで捜す。失われた者を注意深く見つける。霊的に死んでいた者が悔い改めて生き返り、神の元に帰るのを待ってくださっている。そして、罪人の一人が悔い改めて神に立ち返るなら、神は天で大いに喜んでくださる。
4. **今回**は、5 番目の記事、**【富について】** (ルカ 16 章)、その前半部分の「不正の富」

場面は前回からの続き。イエスは、「不正な管理人のたとえ話」を語り、この世の富 (お金) をどう用いるべきかを教える。

□アウトライン 不正の富 (ルカ 16 : 1~13)

1. 聞き手はだれか (1 節 a)
2. 不正な管理人のたとえ話 (1 b~8 節)
3. どのようにして将来に備えるか=この世の富を用いて信仰の友をつくる (9 節)
4. この世の富で信仰の友をつくる時の心得 (10~12 節)
5. 富との関係における大原則：人は神と富との両方に仕えることはできない (13 節)

不正の富

1. 聞き手はだれか（1 節 a）

16 章 1 節 a イエスは弟子たちに対しても、次のように語られた。

- 弟子たちに対しても・・・この場面は 15 章からの続き。聞き手は 2 つのグループに加えて、3 つ目のグループとして「弟子たち」も。
 - 15 章の場面で、イエスの話を聞こうとして集まってきて席についているのは、取税人たちや罪人たち（=遊女たち）。
 - その近くに、指導者層（パリサイ人たちと律法学者たち）がいて、イエスを監視している。彼らは席に着かない。取税人たちや遊女たちがいるからであった。パリサイ人たちはイエスを非難して、「この人は罪人たちを受け入れて、一緒に食事をしている」と言った。イエスは、彼らに 3 つのたとえ話を語り、神は取税人たちや遊女たちを切り捨ててはいないと教えたばかりである。
 - ここでイエスは、視線をパリサイ人たちから、弟子たちの方にも向けながら、これから富（お金）についての話を聞かせようとしている。
 - 指導者層であるパリサイ人たちは裕福な人たちである。彼らは、裕福であることは神から祝福されているしるしであると誇っていた。もちろん、同じお金でも、取税人や遊女たちの稼ぎは不正な富、自分たちの富とは違う、としていた。

2. 不正な管理人のたとえ話（1 b～8 節）

不正の発覚、失業の危機

1b～2 節 「ある金持ちに一人の管理人がいた。この管理人が主人の財産を無駄遣いしている、という訴えが主人にあった。主人は彼を呼んで言った。『おまえについて聞いたこの話は何なのか。会計の報告を出しなさい。もうおまえに、管理を任せておくわけにはいかない。』

- 管理人・・・主人の財産を委託されて、管理人の判断のもとに財産を運用し、収益をあげて財産を増やす仕事をする人。自由人が請け負ってするタイプと、主人が有能な奴隷にさせるタイプとがあった。ここでの管理人は請負タイプ。なお、奴隷の管理人の例は、創世記のヨセフ（創 39：4～6）。
- 会計の報告・・・財産の運用実績と実際残高を報告するもの。それにより、訴えのとおりであるかどうか、明らかになる。

管理人がとった対策

3～7 節 管理人は心の中で考えた。『どうしよう。主人は私から管理の仕事を取り上げようとしている。土を掘る力はないし、物乞いをするのは恥ずかしい。分かった、こうしよう。管理の仕事をやめさせられても、人々が私を家に迎えてくれるようにすればよいのだ。』

そこで彼は、主人の債務者たちを一人ひとり呼んで、最初の人に、『私の主人に、いくら借りがありますか』と言った。その人は『油百バテ』と答えた。すると彼は、『あなたの証文を受け取り、座ってすぐに五十と書きなさい』と言った。それから別のの人に、『あなたは、いくら借りがありますか』と言うと、その人は『小麦百コル』と答えた。彼は、『あなたの証文を受け取り、八十と書きなさい』と言った。

- 人々が私を家に迎えてくれるようにすればよい・・・管理人がとった対策は、主人の債務者たちに良いようにしてあげて、自分が失業したときに恩返しをしてくれる人をつくっておくこと。債務者の証文を書き換えて、債務を減額したのは、管理人の権限の範囲にあり、それ自体は違法ではない。しかし、自分の利益のために権限を使ったのは、主人に対して忠実ではない。

主人は管理人がしたことをほめた (このたとえ話の結論)

8 節 主人は、不正な管理人が賢く行動したのをほめた。この世の子らは、自分と同じ時代の人々の扱いについては、光の子らよりも賢いのである。

- 不正な管理人・・・この管理人が「不正な管理人」と呼ばれるのは、「主人の財産を無駄遣いして」(1 節) いたからである。証文の書き換えをしたから「不正な管理人」というわけではない。
- ほめた・・・このたとえ話の結末は、主人がほめたということ。
 - 何をほめたか・・・管理人が「**賢く行動した**」こと
 - 何が賢いか・・・残された短い時間の中で、将来のために備えたこと
- この世の子らは、自分と同じ時代 (の人々の扱い) については、光の子らよりも賢い・・・() の中は、原文にはない。直訳すると、【この世の子ら (不信者) は、自分たちの時代のことについては、光の子ら (信者) よりも賢い】この世の子らがこの世でのことに備えて行動する賢さ・熱心さは、すごい。光の子らが次の世のために備える賢さ・熱心さは、それに及ばない。イエスは弟子たちに向かって語っていて、光の子ら (信者) に、この世の子ら (不信者) の賢さを見習うように、教えている。

「不正な管理人のたとえ話」で語られているポイントは、「**賢くあれ。残された時間の中で、将来のために備えよ**」である。

3. どのようにして将来に備えるか＝この世の富を用いて信仰の友をつくる（9 節）

9 節 わたしは、あなたがたに言います。不正の富で、自分のために友をつくりなさい。
そうすれば、富がなくなったとき、彼らがあなたがたを永遠の住まいに迎えてくれます。

- ① 不正の富・・・管理人は、主人の富を用いて自分のために友をつくった。よって、「不正の富」とは、たとえ話にでてくる「ある金持ち」の富を指す。
- ② なぜ、イエスはその金持ちの富を「不正の富」と言ったのか。
 - 金持ちの関心事は、資金の上手な運用である。そのためには、他人にお金を貸して利息を得るのが財産を増やす一番の方法。しかし、モーセの律法では、同胞から利息をとってはならない（申 23 : 19）
 - たとえば 100 万円を年利 20%で貸すと、返済額は 1 年後に 120 万円になる。そのとき、証文に「120 万円を返します」と書かせると、律法違反になる。そこで証文に、120 万円分の小麦や油など収穫物や産物の引き渡し量を書かせる。お金を貸して金利を稼ぐのではなく、【1 年後にその量の小麦や油などを引き渡してもらうことを約束して、代金として 100 万円を先払いする】、という契約である。現代の先物取引、あるいは出資のような手法である。
 - これなら、外面的には貸金ではないから律法違反にはならない。しかし、イエスは律法の本来の意味に照らせば、そのようにして蓄えた金持ちの富は「不正の富」であると言ったのである。このように考えると、この世の富一般が「不正の富」と言えよう。
 - もちろん、パリサイ人たちはこのイエスの教えには納得しない。後の 14 節にあるように、「金銭を好むパリサイ人たちは、これらすべてを聞いて、イエスをあざ笑っていた。」
- ③ 波線部、3つの段階・・・第一【今は自分のために友をつくる】、第二【富がなくなるときが来る】、第三【そのとき、友が永遠の住まいに迎えてくれる】
イエスが言う「友」が普通の友ではないことは明らか、信者の友である。
 - 永遠の住まい・・・義人（信者）が入ることのできる次の世
 - 富がなくなるとき・・・この地上の富から離れるとき、すなわち**死の時**
 - 友が永遠の住まいに迎えてくれる・・・信者の友が先に死んで天で待っていてくれる、そしていっしょに次の世に入る、ということ。
- ④ 適用・・・信者にとって、「将来に備える」とは、失業や老後のために備えることももちろん必要であるが、死んで天のパラダイスに移る時のために、そして信仰の友といっしょに次の世に入るために、備えることが大切である。
この世の富を、信仰の友をつくるために用いよう。

4. この世の富で信仰の友をつくる時の心得 (10~12 節)

第一の心得: この世の富を用いることに忠実であり、イエスについてのメッセージ (福音) を伝えることに忠実であること

10~11 節 最も小さなことに忠実な人は、大きなことにも忠実であり、最も小さなことに不忠実な人は、大きなことにも不忠実です。ですから、あなたがたが不正の富に忠実でなければ、だれがあなたがたに、まことの富を任せるでしょう。

- 「最も小さなこと」と「大きなこと」、「不正の富」と「まことの富」・・・二組の対比があるが、中身は同じ、【この世の富】と【イエスの福音】
- 最も小さなことに忠実な人は、大きなことにも忠実・・・この世の富を自分のためだけに用いたり蓄えたりせず、それを用いて信仰の友をつくらうとする人は、イエスの福音を自分のものだけにしておかないで、福音を宣べ伝えるために熱心に祈り、喜んで献げ、忠実に働く。
- あなたがたが不正の富に忠実でなければ、だれがあなたがたに、まことの富を任せるでしょう・・・「任せる」と訳されていることばは、ここでは「共有する」の意味。分かりやすく訳すと、「あなたがたがこの世の富を自分のためだけに用いたり蓄えたりしていたら、だれがあなたがたとイエスの福音を (心から喜んで) 共有し、共感し、共に働くでしょうか (だれも、いません)」

第二の心得: 他人の財産を託される立場になったら忠実にその責任を果たすこと。それを見る人が信仰に導かれて、まことの富 (イエスの福音) を共有することになる

12 節 また、他人のものに忠実でなければ、だれがあなたがたに、あなたがた自身のものを持たせるでしょうか。

- 他人のものに忠実・・・「他人のもの」とは、未信者の人の財産。私たち信者が未信者の人の財産を託されたなら、忠実に責任を果たさなければならない。
- あなたがた自身のもの・・・信者が持つ富＝まことの富 (イエスの福音)
- 未信者の人が、自分の財産の管理を信者に託す。その信者は忠実に財産を管理する。すると未信者の人は、その信者の忠実さを見て、福音を受け入れ、その人自身も「まことの富 (イエスの福音)」を受け取る。
- あなたがた自身のものを持たせる・・・「持たせる (与える)」とは、自分のものとなった「まことの富」を、伝道してくれた信者に持たせる、ということであるが、意味としては「共有する」である。よって、「あなたがたに、あなたがた自身のものを持たせる」とは、信者と、その信者の信仰の友となった人がいっしょになって、イエスから受け取ったまことの富 (イエスの福音) を共有することである。

5. 富との関係における大原則：人は神と富との両方に仕えることはできない（13 節）

13 節 どんなしもべも二人の主人に仕えることはできません。一方を憎んで他方を愛することになるか、一方を重んじて他方を軽んじることになります。あなたがたは、神と富とに仕えることはできません。」

- **憎む、愛する**・・・ユダヤ人のことばの使い方として、憎むとか愛するということばは、感情的な憎しみや愛だけではなく、選択の意味もある。愛するは選ぶこと、憎むは選ばないことを言う。人は神に仕えようとするなら、この世の富に仕えることはできない。どちらかを選ばなければならない。
- **富に仕える**・・・この世の富の奴隷となり、この世の富を自分のためだけに用いたり蓄えたりしようとする。また、この世で多くの富を持つようになることが人生の成功であると思うこと。そのような生き方は、富を用いているように見えても、本当は富に仕え、富に使われている、あわれな生き方である。
- **注意**：「富に仕える」は、11 節の「不正の富に忠実である」とは全く別の意味

まとめ

この世の富は、神から私たちに託された財産である。自分のためだけに用いたり蓄えたりするのではなく、信仰の友をつくるために用いるように、神が私たちに託してくださっている。その神のみこころに従ってこの世の富を用いるのが、この世の富に忠実である、という生き方である。

私たちは富の奴隷となつてはいけない。富に仕える（富に使われる）のではなく、神に仕え、神のみこころに従って富を用いる者となろう。